

吾川郡PTA連合会規約

第1条 本会は吾川郡PTA連合会と称し、事務局を会長の所在地におく。

第2条 本会は本会の趣旨に賛同する吾川郡内町PTA連合会をもって組織する。

第3条 本会はPTA設立の趣旨により、吾川郡各町PTA連合会相互の連絡を図り教育の振興に期することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 吾川郡内各町PTA連合会相互の連絡を密にし、情報並びに意見の交換に努める。
- 2 教育に関する研究調査
- 3 教育環境の整備改善を図る。
- 4 その他必要な事業

第5条 本会の会議は、総会、役員会とし、会長が招集する。

総会並びに役員会は、それぞれ過半数の出席をもって成立する。

第6条 総会は、各単位PTAより選出された2名の代表をもって構成し、毎年5月に定期総会を開き、必要ある時は臨時総会を開く。

総会の議長は総会で互選とする。

総会の決議は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第7条 役員会は総会において互選された会長1名、副会長1名、幹事2名、事務局長1名及び町PTA連合会の事務局長をもって構成し、必要に応じて開催する。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、必要ある場合は会長の代理を務める。

幹事は、他の役員とともに本会の目的達成を図る。

第9条 本会の経費は、各町P連負担金 250円×(家庭数+教職員数)、寄付金その他をもってこれに充てる。各町P連の負担金額については総会で決定する。

第10条 会計監査員は、総会において2名選出し会計を監査する。

第11条 本会の会計年度は、毎年定期総会の日から次年度の定期総会の前日までとする。

第12条 本規約は総会の決議によって変更することができる。

○附 則 本規約は、昭和27年2月29日より効力を発する。

昭和31年5月21日 一部改正

昭和32年7月 1日 一部改正

昭和37年7月27日 一部改正

昭和54年5月27日 一部改正

昭和57年5月25日 一部改正

平成 6年5月 7日 一部改正

平成 8年5月11日 一部改正

平成18年5月13日 一部改正

平成20年1月1日の春野町の高知市合併により、平成20年5月17日 一部改正

平成23年5月14日 一部改正

平成25年5月11日 一部改正

平成27年5月 9日 一部改正